

乳幼児感染予防策加算(100点)、3月以降も算定可！ —新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬算定について その14—

厚労省は2月26日付で、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（その35）と（その36）を发出。以下に、特に診療所に関係すると思われる内容を抜粋して掲載する。全文は、当会又は厚労省HP等をご確認いただきたい。

記

【3月1日から】「乳幼児感染予防策加算(100点)」、3月1日以降も算定可能に

2021年2月末までの算定とされていた「乳幼児感染予防策加算(100点)」が、3月1日以降も算定可能な旨が示された(算定期限は9月診療分まで)。当該加算は、小児の外來診療等において特に必要な予防策を講じた場合に算定できるとされ、COVID-19疑いの有無や診療科を問わず、6歳未満の全患者に診察(初診・再診)の都度、算定可能である。

【4月1日から】初・再診料等に「医科外來等感染症対策実施加算(5点)」が算定可

4月1日から、全患者への感染防止策の観点から、初診料や再診料等に「医科外來等感染症対策実施加算(5点)」が算定できるとされた(算定期限は9月診療分まで)。ただし、①電話再診時には算定不可、②再診料と在宅患者訪問看護・指導料を算定した場合はいずれか1回のみ等、併算定における注意点もあるのでご留意いただきたい。

※「医科外來等感染症対策実施加算(5点)」算定時の注意点(事務連絡、一部改変)

特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、次に掲げる点数を算定する場合、「医科外來等感染症対策実施加算(5点)」をさらに算定できる(ただし、コ、サ、スからチまで及びテについては、アからウまでに該当する点数と併算定しない場合に限る)。

ア初診料、イ再診料(注9の電話等による再診を除く)、ウ外來診療料、エ小児科外來診療料、オ外來リハビリテーション診療料、カ外來放射線照射診療料、主地域包括診療料、ク認知症地域包括診療料、ケ小児かかりつけ診療料、コ救急救命管理料、サ退院後訪問指導料、シ在宅患者訪問診療料(I)(II)、ス在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、セ在宅患者訪問点滴注射管理指導料、ソ在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料、タ在宅患者訪問薬剤管理指導料、チ在宅患者訪問栄養食事指導料、ツ在宅患者緊急時等カンファレンス料、テ精神科訪問看護・指導料

請求コード⇒初診料：111014070、再診料・外來診療料：112024070、医学管理等：113033370、在宅医療：114051070、精神科訪問看護・指導料：180064870

【自宅・宿泊療養者の取り扱い等】※この内容は既に運用可能(4/1～ではない)

問2：自宅・宿泊療養を行っている者に対して、当該患者又はその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて、往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し、これを行った場合、緊急往診加算は算定できるか。

(答)算定可

問5：自宅・宿泊療養を行っている者に対して、在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合、在宅酸素療法指導管理料2「その他の場合」(2,400点)を算定できるか。

(答)算定可。ただし、新型コロナウイルス感染症の自宅療養・宿泊療養に係る対応である旨及び在宅酸素療法が必要と判断した医学的根拠をレセプトの摘要欄に記載すること。

問6：問5の場合において、酸素ボンベ加算、酸素濃縮装置加算、液化酸素装置加算、呼吸同調式デマンドバルブ加算又は在宅酸素療法材料加算を算定できるか。

(答)使用した場合には算定可。